

# 新型コロナウイルス対策：連邦政府の経済対策

2020年4月16日現在

- 新型コロナウイルスの経済的影響を踏まえ、豪州政府は、個人や事業者等を経済的に支援するために様々な政策を打ち出しています。主な取組は以下のとおりです。
- 詳細は、連邦政府の[財務省](#)、[サービス・オーストラリア](#)、[社会サービス省](#)、[business.gov.au](#)等のウェブサイトの関連ページを参照してください。

## 個人及び家庭への支援

※下記に掲げられている各種給付・手当の受給資格を得るためには、前提として豪州国民、永住者又は一部のNZ国民であることが条件となります。

### ● コロナウイルス対策補助(COVID-19 supplement)

- 現行の各種手当受給者(下記)に対して、6か月間(4月27日開始)にわたり、2週間当たり550豪ドルを追加支給するもの。
- 対象者は、[求職者手当](#)、[若年求職者手当](#)、[児童養育手当](#)、[Austudy](#)、[農業家計給付](#)、[生活保護](#)等の受給資格者(※)。求職手当及び若年求職者手当は、一時的に、個人事業主、自営業者、臨時職員、契約職員等にも対象を拡大中。
- 更なる詳細は、[サービス・オーストラリアウェブページ](#)、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

### ● 経済支援給付(Economic Support Payment)

- 年金生活者、社会保障受給者を含む低所得者層の家庭を支援するため、750豪ドルを2回給付するもの。
- 対象者は、[老齢年金](#)、[障害者支援年金](#)、[求職者手当](#)、[若年求職者手当](#)、[児童養育手当](#)、[Austudy](#)、[農業家計給付](#)、[生活保護](#)、[介護手当](#)、[家族税優遇制度](#)等の社会保障の受給者、割引カードの保持者のいずれか(※)。2回目給付は個人所得支援を受給している者を除く。
- 1回目の支給は3月31日以降、2回目の支給は7月13日以降に支給。
- 更なる詳細は、[サービス・オーストラリアウェブページ](#)、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

### ● 退職年金(スーパーアニュエーション)の早期引き出し(Early access to superannuation)

- 退職年金を2019/20年度及び2020/21年度にそれぞれ最大1万豪ドルを引き出すことを認めるもの。
- 対象者は、
  - ① 失業者
  - ② [求職者手当](#)、[若年求職者手当](#)、[児童養育手当](#)、[生活保護](#)及び[農業家計給付](#)の受給資格者(※)
  - ③ 2020年1月1日以降に、余剰人員とされた者、労働時間が20%以上減らされた者、もしくは事業が停止したもしくは売上高が20%以上減少した個人事業者のいずれか。
- 更なる詳細は、[国税庁ウェブページ](#)、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

## ● 雇用維持給付(JobKeeper payments)

- ▶ 事業者及び非営利団体に対する賃金の補助金として、2020年3月30日から9月27日にかけて、本年3月1日時点で在籍している被雇用者毎に、2週間当たり1,500豪ドルを給付するもの。対象被雇用者は、豪州国民、永住者及び一部のNZ国民。2020年5月第1週に支給開始。
- ▶ 対象事業者は、
  - ①年間売上高が10億豪ドル未満で3月1日からの最低1か月間で30%以上の収入減があった事業者
  - ②年間売上高が10億豪ドル以上で3月1日からの最低1か月間で50%以上の収入減があった事業者
  - ③登録された慈善団体の場合は15%以上の収入減があった団体のいずれか。
- ▶ 本給付を受ける雇用主は、被雇用者に対して、本給付の受給を通知するとともに、最低1,500豪ドルを支払わなければならない。
- ▶ 更なる詳細は、[国税庁ウェブサイト](#)、[連邦財務省ウェブサイト](#)を参照してください。

## ● 中小事業者のためのキャッシュフロー向上支援(Boosting cash flow for employers)

- ▶ 被雇用者への賃金の源泉徴収額の全額分について、4月28日から2回にわたり、それぞれ(源泉徴収額が少ない場合であっても)最低1万豪ドルから最大5万豪ドル(最大2万豪ドル～10万豪ドル)給付するもの。
- ▶ 対象事業者は、年間売上高が5千万豪ドル未満の中小事業者及び非営利団体。
- ▶ 更なる詳細は、[国税庁ウェブサイト](#)、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

## ● 事業者の投資支援(即時資産償却及び減価償却控除の拡大)(Delivering support for business investment)

- ▶ ①即時資産償却の閾値を、2020年6月30日まで現行の3万豪ドルから15万豪ドルに拡大。②設備投資に係る減価償却控除を、2021年6月30日まで拡大。
- ▶ 対象は、年間売上高が5億豪ドル未満の事業者(①について、現行の5千万豪ドル未満の事業者から拡大)
- ▶ 更なる詳細は、[国税庁ウェブサイト](#)①・②、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

## ● 実習生及び訓練生の支援(Supporting apprentices and trainees)

- ▶ 小規模事業者が実習生及び訓練生を維持するために、2020年1月分～9月分の賃金の50%について最大21,000豪ドルまで補助するもの。
- ▶ 対象事業者は、被雇用者が20名未満の小規模事業者であって、3月1日時点で実習生又は訓練生を雇用している者。
- ▶ 更なる詳細は、[連邦教育・技能・雇用省ウェブサイト](#)、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

## ● コロナウイルスの影響を受けた地域及びコミュニティへの支援

- ▶ 「新型コロナウイルス地域・地域社会基金」(10億豪ドル)を設立し、手数料の免除等による観光業、農業及び教育産業に依存するような地域等を支援
- ▶ 更なる詳細は、[連邦財務省資料](#)を参照してください。

## ● 中小事業者のための保証支援(Coronavirus SME Guarantee Scheme – supporting the flow of credit)

- ▶ 中小事業者が、2020年9月30日までに借り入れる最大25万豪ドルまでの新規ローン(最長3年)について、その50%を政府が保証するもの。
- ▶ 対象事業者は、年間売上高が5千万豪ドル以下の事業者
- ▶ 更なる詳細は、[連邦財務省ウェブサイト](#)を参照してください。